

横山頭の地縁団体認可取消は市長の裁量権で

永石議員

(1)総務行政について

①平成6年の春に横山頭の地縁団体が認可された。しかし、25名の所有者のうち3名は印鑑もついていないし、認めてもいないということ、今まで16年間にわたって市に認可取り消すように申し入れをしてきたが平行線である。市長の裁量権で取り消してもらいたい。

②海上自衛隊使用の長崎空港A滑走路騒音問題で今年度騒音調査費がつき、来年度から騒音対策工事が始まるということで、工事は地元業者でやるよう防衛省に強く申し入れしてもらいたい。

③竹松住民センターの図書室は、全国から送られてくる本で一杯になり、図書室からあふれた本をトイレの隣りの児童室に置いてある。この児童室に本棚を作りつけて利用すればいいように思うが、児童室には児童相談という本来の目的があり、また、全国からの善意の書物を大事に保管し、有効利用してもらうためにもぜひ図書室を増設してもらいたい。

市長(1)①

認可の取り消しについては、現段階では地方自治法第260条の2第14項に定める取消要件に該当するものとは判断をしていないので、取り消す考えはない。しかし、何とかこの問題を解決したいと思っている。町内が一つになっていただいで、話し合いをしていただくことが大事だと思っている。

市長(1)②

住宅防音工事については、A滑走路の防衛省への所管がえ後に防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき行われる。この場合、工事を実施するのは国ではなく第1種区域という指定地域内に住む住民の方が契約をする工事請負業者であり、住民が実施した住宅防音工事の経費に対して、国が補助をす

総合運動公園の今後の見通しは

どう書いているのか

前川議員

(1)都市整備行政について

①総合運動公園の今後の総合的な考えについて
3月議会において市長は、第1期事業のみを平成26年度までに完成予定、2期・3期事業については凍結または、中止する方向であるとの考えを示されたが、多くの地権者への対応はどう考えているのか。

また、本当に中止ができるのか?
②国道34号線大村部隊前への信号機設置について
部隊の訓練等出動の際、正門より左折し、松並交差点の信号から国道に進入しており、西大村本町の沿道住民に不自由をかけている状況である。正門から直接国道へ進入できるよう信号機の設置ができないか。

市長(1)①

総合運動公園については、制度上、1期事業でやめることは、現時点では困難である。縮小するとしても、2期事業までは実施しなければならぬと考えている。また、3期工事をやめるという結論も出していない。今後、財政状況は非常に厳しい状況が続くものと思われるが、まずは1期事業の早期完成を目指していく。これまで2期、3期の予定地に土地を所有しておられる関係地権者の方々には大変ご心配・ご迷惑をおかけしており、申し訳ないと

思っている。この計画区域内の土地は、法律に基づく届出が必要であるが譲渡が可能であり、また、市に買取を希望される場合は、買取希望の申し出をすることが可能であるので、協議していただければと思っている。今後とも十分な説明や話し合いをし、地権者の立場に立つて対応していきたい。

市民生活部長(1)②

当該箇所信号機の設置について大村警察署交通課と協議したが、長崎書店前交差点から国道までの距離が短く、信号を待つ間に渋滞を招くことになり、

(その他の質問事項)

- ・市営住宅の建設について
- ・市道拡幅事業について
- ・富の原2丁目市道10号線、15号線について
- ・地籍調査について
- ・寿古海岸の松くい虫対策
- ・宮小路振興協議会の街灯の維持管理